

沖縄県とイオン株式会社との包括的連携協定

沖縄県（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、一層の地域の活性化及び県民サービスの向上に向けて、相互の連携を強化することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、沖縄県の一層の地域の活性化及び県民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取組むものとする。なお、各号の詳細、具体的事項等については、甲乙協議の上、その都度決定するものとする。

- (1) 地産地消の推進、県産品の販路拡大に関する事
- (2) 観光情報・振興に関する事
- (3) 地域防災への協力に関する事
- (4) 地域の安全・安心に関する事
- (5) ICカード等を活用した地域振興・社会貢献に関する事
- (6) 健康増進・食育に関する事
- (7) 高齢者・障害者支援に関する事
- (8) 子ども・青少年育成に関する事
- (9) 環境対策、リサイクルに関する事
- (10) 県民サービスの向上に関する事
- (11) その他地域の活性化に関する事

2 甲及び乙（乙の指定する乙の関係会社を含む）は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。その場合、原則として、当該関係会社を当事者に加える契約により、各当事者の責任範囲を定めるものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年12月19日

甲：沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 仲井眞 弘多



乙：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオン株式会社
取締役 代表執行役社長 岡田 元也

